

衆議院 經濟産業委員会 議 録 第 十 号

令和二年五月十五日(金曜日) 午前九時開議

出席委員

- 委員長 富田 茂之君
- 理事 大岡 敏孝君
- 理事 小林 鷹之君
- 理事 武藤 容治君
- 理事 山岡 達九君
- 理事 哇元 将吾君
- 安藤 高夫君
- 石崎 徹君
- 神田 裕君
- 國場幸之助君
- 辻 清人君
- 野中 厚君
- 福田 達夫君
- 星野 剛士君
- 三原 朝彦君
- 吉川 越君
- 浅野 哲君
- 柿沢 未途君
- 櫻井 周君
- 山崎 誠君
- 中野 洋昌君
- 足立 康史君

- 神山 佐市君
- 鈴木 淳司君
- 田嶋 要君
- 鰐淵 洋子君
- 穴見 陽一君
- 石川 昭政君
- 岡下 昌平君
- 古賀 篤君
- 武部 新君
- 富樫 博之君
- 鳩山 二郎君
- 穂坂 泰君
- 細田 健一君
- 山際大志郎君
- 和田 義明君
- 落合 貴之君
- 斉木 武志君
- 宮川 伸君
- 江田 康幸君
- 笠井 亮君

- 經濟産業大臣 梶山 弘志君
- 内閣府副大臣 宮下 一郎君
- 厚生労働副大臣 橋本 岳君
- 經濟産業副大臣 牧原 秀樹君
- 法務大臣政務官 宮崎 政久君
- 經濟産業大臣政務官 中野 洋昌君
- 政府特別補佐人 更田 豊志君
- (原子力規制委員会委員長) 能登 靖君
- 政府参考人 (内閣官房内閣審議官)

- 政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長) 長谷川周夫君
- 政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 森 源二君
- 政府参考人 (総務省総合通信基盤局電気通信事業部長) 竹村 晃一君
- 政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 春日原大樹君
- 政府参考人 (經濟産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君
- 政府参考人 (經濟産業省經濟産業政策局地域經濟産業政策統括調整官) 木村 聡君
- 政府参考人 (經濟産業省産業技術環境局長) 飯田 祐二君
- 政府参考人 (經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 佐藤 悦緒君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 高橋 泰三君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 覺道 崇文君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 松山 泰浩君
- 政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君

- 政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
- 政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
- 政府参考人 (国土交通省鉄道局次長) 寺田 吉道君
- 政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 瀨川 恵子君
- 經濟産業委員会専門員 佐野圭以子君

- 委員の異動 五月十五日
- 和田 義明君 補欠選任 鳩山 二郎君
- 菅 直人君 補欠選任 櫻井 周君
- 中野 洋昌君 補欠選任 江田 康幸君
- 同日 補欠選任 和田 義明君
- 櫻井 周君 菅 直人君
- 江田 康幸君 中野 洋昌君

本日(の)の會議に付した案件
 政府参考人出頭要求に関する件
 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)
 經濟産業の基本施策に関する件
 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより會議を開きます。
 經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。
 この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、法務省大臣官房審議官保坂和人君及び中小企業庁事業環境部長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取いたしました存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。櫻井周君。
 ○櫻井委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの櫻井周です。
 ふだんは財務金融委員会に所属しておるんですが、本日はこの經濟産業委員会に質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、こちらに本日参った理由は、中小事業者への家賃の支援、これは法案に私も提案者の一人として名を連ねております、この内容について大臣にお尋ねをしたい、それで事業者への家賃支援、これはきのうの会見で総理もおっしゃっておられます、ぜひ大臣としての取組について聞きたいということ、本日こちらに來させていただきました。

この家賃支援については、これはもう皆さん御承知のとおり、事業者は外出自粛要請、それから休業要請ということで大変困窮をされています。家賃それから人件費、この二つ、こういう支援が非常に重要であるというの、単に固定費として金額が大きいというだけでなく、人件費はまさに雇用を守っていくために必要不可欠だ、そして家賃、これは場所を確保するということは事業継続において必要不可欠だ、そしてこの感染症が終わった後、V字回復をしようと思っても、雇用そ

れから場所、これがなかったらV字回復もしようがないわけですよね。

ですから、そういった意味でも、この家賃と人件費、これは非常に重要なことで重点を置いて、ほかのいろいろ支払いはあるにしても、この二つについては最優先で取り組むべきだ、こういうことで政策を我々は掲げているわけですし、それは与野党を超えて同じ思いだと思います。

人件費については、雇用調整助成金等の改善の取組、これはもう厚生労働省が取り組んでいるというふうには承知しております。一方で、中小事業者への家賃の支援、これはまさに梶山大臣の所管だということに承知しておりますので、本日、こちらについてお尋ねをいたします。

今週の月曜日の予算委員会におきまして、我が会派の後藤祐一議員が総理に質問をしております。総理は、後藤議員の提案を踏まえて、与野党の提案を踏まえて追加的な対策を早急に具体化していきたいというふうに答弁をしております。大臣もその場にいらっしやうだったので聞いておられるというふうには思います。

また、昨晚の総理記者会見で、政府として直ちに二次補正予算の編成に着手いたします、この後の政府対策本部で指示いたしますというふうに言っておられました、大臣も指示を受けているかと思えます。そして、家賃負担を軽減するための給付金も新たに創設いたします、こういうふうな発表されております。

そこで、大臣にお尋ねをいたします。月曜日の予算委員会の総理答弁、そして昨晚の総理記者会見を踏まえて、担当大臣としての取組について教えてくださいいただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 今回のコロナウイルス感染症の感染拡大の局面において、経済対策というのは、委員がおっしゃるような、事業の継続、そして雇用の受皿であるその事業をしっかり守って、守り抜いていくということが大切な基本であると思っております。自粛要請等により休業を余儀なくされている飲食店等のテナント事業者にとつては、

特に家賃の支払いが大きな負担になっていることも重く認識をしております。

経産省としては、家賃の支払いにも充てていただける使途の制限のない持続化給付金を創設、またさらに、さまざまな融資の制度をつくってまいりました。まずはこれらによって、中小企業の皆様の、そして小規模事業者の皆様の家賃負担をさまざまな面から軽減することとしており、まずはこれらの支援を迅速に行うことが重要と考えているところであります。

その上で、昨日、今委員からも御指摘ありましたように、総理から第二次補正予算の編成に着手せよとの指示がありました。さらに、大きな負担となつている家賃をより一層軽減するために、新たな支援制度の創設についても指示がございました。

現在、与野党で議論をいただいている状況も踏まえて、必要な対策を早急に具体化をしまいたいと思っております。

○櫻井委員 ぜひ進めていただきたいんですが、ただ、これは二次補正というふうになると、幾ら頑張つてやっても、五月中にできるのか、五月も難しいんじゃないか、六月になつちゃう。そうすると、支給が六月中にできるのかというふうになつちゃうたら、もう全然間に合わないんじゃないのか、そういうふうにも心配するところなんです。特に、三月ぐらから大分状況は悪くなつていくわけですから、三月、四月、五月、三カ月滞納しちゃうと、もうテナントを追い出されちゃうわけですよね。もう今月中にやらないと間に合わないんですよ。やはり政府として、ちょっとのんびり構え過ぎじゃないのかというふうにも思うわけなんです。

それで、我々、法案を提出させていただきました。中身についてはこれから御説明もさせていただきますが、この法案のポイントの一つは、これは政策金融公庫を通じてやりますので、既に政策金融公庫には一次補正予算で大分お金が入つていますから、勘定間でお金をちょっと融通し合う、

これは政令でできます、そうすることによって早くできるんですよ。もう法案が通ればすぐできる。二次補正を待つ必要はない。そういう意味でも、素早くできるという制度設計も含めて、我々は工夫してやっているんですよ。

ですから、これは、ぜひ考えてもらいたい。二次補正とか、のんびりしたことを言うんじゃないか。今、もう事業継続も難しいんじゃないか。特に、五月六日の緊急事態宣言、これが延長されてしまったので、もう無理だと思つて諦めかけている方はいっぱいいらっしゃるわけですよ。そういう方たちを救つていくためにも、ぜひ、もう一工夫していただきたいというふうに思っています。

その上で、この法案の中身についても少し説明を申し上げます。

この法案のポイントは、これは我々、代位弁済ということ、家賃を丸ごと支援するというところ、ポイントがあるわけです。与野党では、失礼ながら、これは立てかえ払いになつちゃうつてい。だから、融資を受けて、既に無利子無担保融資とかあるでしょう、それを受けて、そこから支払いをする、支払つたら、その領収書をもつて家賃の三分の二なり補助を受ける、こういうスキームになつていくというふうな報道等で私は承知をしております。そういうふうなスキームで、一旦立てかえ払い的に払わなきゃいけない。払わなきゃいけないので、そのお金をどうするのか。

これだけ、もう今資金繰りに窮しているといつて、しかも、無利子無担保融資があるとはいえず、やはり与信枠というものはあるわけですよね。そして、いっぱい借りちゃうと、今度、債務者区分というものも下げられちゃうかもしれない。一応、下げないようというところで金融庁から通達はしているもの、これだつてどうなるかわからない。そういう不安を抱えながら、事業者の皆さんは、いろいろ資金繰り、非常に苦労されているわけですよ。だから、そういう資金繰りの苦労も含めて、一旦、家賃の部分については、その心配はな

いですよということをしてもらうためにも、こういうスキームを我々は用意をしているわけです。特に、この家賃、オーナーに対して、貸し主に對して直接支払うということが大きなポイントとして、一旦融資という形で渡しちゃうと、どこにお金が行っちゃうかわからないという問題については、生活保護でも一回経験をしているわけですよ。

生活保護でも、現金給付がちゃんと原則ですというところで、家賃も含めて生活保護の受給者の方に渡した。そうすると、家賃に使われたいというようなケースも少なからずあったということで、これは大変問題になつて、そして、わざわざ法律を改正して、生活保護法三十七条の二というのを設けて、代理納付制度をつくつたわけですよ。この代理納付制度ができたおかげで、オーナーの方、家を貸す方は、ちゃんと家賃が入つてくるということ、安心しておうちを生活保護の方に貸せる。また、借り手の方の生活保護の方も、そうやってオーナーが気持ちよく貸してくれるから家を探しやすくなつたということ、これは双方にとつて大きなメリットがあつたわけですよ。

今回も、平時ではなくて、本場に緊急事態です。売上げが全くなくなつてしまつた、こういう状況の中でどうやって店を維持するか、こういう緊急事態でございまして、家賃を直接支払いにするということにおいて場所をしっかりと確保していく、こういうことが必要だということに考えております。

この家賃支援において、家主に、貸し主に対して直接支払う、こういう制度にするべきだということに思いますが、大臣の御見解をお願いいたします。

○梶山国務大臣 まず、家賃のことはずっと気にかけておりました、この委員会でも議論をいたしました。その上で、持続化給付金という制度をつくつて、四月三十日の補正予算の成立を待って、五月一日から受け付けが始まつたということ、現時点で、八万一千件、千六十億円につい

て、事業者の皆様のお手元にもう既にお届けをしたということでもあります。

その上で、また家賃についても、これからの心配事だということには私も共感をしております。ですから、しっかりとしたものをつくってということ、今、与野党協議も行われているものと思っております。

議員提出法案の取扱いについては国会が決めになることであり、政府としてのコメントは控えさせていただきますけれども、その上で一般論として申し上げます、厳しい経営環境が続く中で、貸し主、借り主、双方が安心感を持てる制度とすることは重要であると認識をしております。政府系金融機関が借り主にかわって代位弁済する野党提案は、貸し主への支払いの確実性が高まるものと考えております。

他方、日本政策金融公庫を所管している立場から申し上げます、膨大な数のオーナー、テナントとの間で代位弁済、求償権などが発生し、権利義務関係も複雑化するため、迅速性、正確性などが実施できるかどうかという懸念もあるのも事実であります。これを日本政策金融公庫に実施させることを想定されていますが、公庫には、賃貸債権管理の専門性がないことに加えて、現在、最大限のスピードで行うことを要請している事業者への融資審査が遅延するのではないかと懸念が現時点ではあるということで、御理解をいただきたいと思っております。

さらに、家賃支払いを履行できずに代位弁済を受けたという経歴が今後の信用力にどのような影響を与えるかという点や、オーナーは完全に支払いが保障される一方、テナント側は将来いづれかの時点で賃料を払わなければならないという一方の優遇しているというような面も留意する必要があります。これは、この法案に対して批判しているわけではなくて、こういった懸念点があるということ、一般論で言わせていただいているわけでもあります。

負担となつてはいる家賃をより一層軽減するため、新たな支援制度の創設について指示があります。現在、与野党で議論いただいている状況も踏まえて、必要な対策を早急に具体化していきたいと思っております。与野党でしっかりと議論をしていただいた成果は、早急に反映させたいと思っております。

○櫻井委員 今、まず、オーナーばかりが得するんじゃないのかというお話もございましたが、オーナーも家賃を減額するのならそれに対して補助をしますということ、家賃を減額することのインセンティブもちゃんと設けております。

また、権利義務関係が複雑化するんじゃないのか、こういうお話もありました。しかし、三者で契約を結ぶ、貸し主、借り主、それからあともう一つ、今回の場合は公庫ですけれども、三者でやる、こういうことについては、過去にもいっぱい例があるわけですね。

例えば、この三者契約の例としましては、災害救助法のみなし仮設住宅、これも三者で契約を結んでおります。こういうのも山ほどあるわけですから、確かに、二者契約に比べたら少々手間がかかるかもしれないですけども、そんな複雑なことではないです、それが障害になるようなことじゃないです。今までさんざんやってきたんですから、何を今さらそんなことを言うのかというふうに思っています。

また、この政策金融公庫を使うことについて、既に無利子無担保融資等で大変なときにおっしゃいますけれども、これは、お客さんは一緒なんです。無利子無担保融資のお客さんと、それから、この家賃を支援する対象のお客さん、一緒なんです。だから、まとめてやればいいんですよ。ですから、別にそんなに手間はいらないですよ。ですから、そういう意味からでも非常に効果があるんじゃないのか、そこまで考えてこういう提案をさせていただいているということも申し上げます。

それから、先ほど、持続化給付金の話もござい

ました。持続化給付金、これは確かに何でも使えるんですけれども、差押えもされちゃうわけなんです。だから、差押え、これもやはり禁止にしないと、大臣のおっしゃる通りに、本当に事業を持続化させていくために使えるのかどうか、こういう心配もあるわけなんです。ですから、与野党協議の中で、我々も、この持続化給付金、差押禁止というのをやるべきじゃないのか。既に、特別定額給付金、個人向けの方については、差押禁止の法案はもう与野党で補正予算と一緒にセットで成立させております。持続化給付金についてはお

くれている。一方で、大臣は、一生懸命やって、もう給付が始まっていきますよというアナウンスをしているわけですから、債権者からしたら、よし、今から取立てに行こう、仮差押えに行こう、こういうタイミングになりつつあるわけですね。急いでやらなきゃいけないというふうにも考えるんですが、この問題について大臣の御見解をお願いいたします。

○梶山国務大臣 その件につきましては、今週、何度か、予算委員会、当委員会でも議論をしております。

持続化給付金についての、事業の継続を支えるための資金であるとの趣旨を徹底するために、金融機関に対して、担保の設定や差押えの判断に当たっては事業者の経営実態を十分に踏まえた特段の配慮を行うように、関係省庁とともに要請をしたところであります。

法的措置ということですが、現在、差押えに係る立法措置については、与野党内でも議論が進められていると承知しております。近日常にこの法案が提出されるものと思っております。経済産業省としても、議論の経過を注視しつつ、引き続き、その間の対応も含めて、事業者の事業継続に向けて万全を期してまいりたいとお答えを再三、今しているところであります。

○櫻井委員 持続化給付金の差押えについて、これは個人の場合ですと、まさに生活を、生計を成

り立たせるためと、生存権という問題でダイレクトに来る。一方で、事業者に対しては、そこまです。そういう話じゃないのではないのか。個人の場合は死んでしまったらもう二度と生き返ることはないわけですから、会社の場合には倒産とかそういうことも一応あらかじめ予定をされているところ、違うんじゃないのか、こういう御意見もあるかもしれません。しかし、今こういう緊急事態で、だから会社というのは潰れてもいいんだというふうになっちゃうと、もうほとんど、ばあっと潰れてしまいますので、大変なことになっちゃう。仕事を失う方が大量に出してしまう。

だから、今回、持続化給付金という形で、こんなことは今までほとんど例がないと総理もおっしゃっております。それがない例がない状況、緊急事態にあるわけですから、ぜひ、差押えというふうなことも、これは非常時で、のべつてはならない給付金に対してやれと言っているわけではない、まさにコロナ感染症のこのタイミングだからこそ必要なのではないのか。まさに、持続化、企業を持続化させていくために、この政策目的を実現するために必要だということを申し上げたいところなんです。

あと、もう一つ。実は、弁護士の方々が実際実務をするわけですけども、そういう方々の話を聞いてみると、持続化給付金の目的を考えるとこれを差押えするというのはやはりいかなるものか、こんなことはやるべきじゃないかと思つていても、クライアントから、お客さんから依頼をされてしまったら、あそこにお金が入らなくなるとか、断れない。ある種、弁護士の良心に反してそういう仕事を受けるを得ない。

更につらいのは、破産管財人というふうな立場に立つてしまうと、債権はしっかりと取り立てて、ちゃんと確保しなきゃいけないという使命を負っているわけです。そうした使命に反すること

をやつてしまうと、つまり、しっかりと債権の取立てに行かないと、場合によっては、善良な管理者の注意義務違反、民法六百四十四条に違反するというふうな責任を問われかねないというふうにも心配になつちやうですね。

そうすると、弁護士の方でも、結局、おかしいなと思いつつも、この不毛な競争、差押えというのは早い者勝ちになつちやいますから、そういった不毛な争いに巻き込まれてしまうことになるといふようなことで、余計なことに労力を使わざるを得なくなつてしまふわけですね。

ですから、やはり差押禁止というものは必要ではなからうかということも申し上げているわけでございます。

大臣も御理解いただいて、与野党でしっかりとやつて早く進めてくださいというお話でしたので、ありがとうございます、しっかりと与野党で協議を進めていきたいというふうに思います。

家賃の話にまた戻らせていただきますけれども、これは地方自治体でいろいろ取り組んでいるんじゃないのかという話。これは、国土交通大臣が御地元の神戸市で取り組んでいるというふうなことも話をされておりますけれども、実際、では神戸市でどんな取組が進んでいるのか。これまでの実績、何件、幾らやっていると申し上げると、実はゼロなんです。やはり、これは地方自治体でやるのは大変なんです。

そういうことも踏まえますと、やはり国でしっかりとやらなきゃいけない。神戸市がゼロというのは、今はまだ制度設計をやつて、来週から受け付け開始ということなのでゼロなんですけれども、そういう状況なんです。だから、やはりやるのは大変なんです。

ぜひ、国の方でしっかりとやっていただきたいということも最後にお願ひして、大臣、ちょっと最後にもう一度、意気込みをお聞かせいただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほど申しましたけれども、家賃も含めて考えながら持続化給付金というものを

つくりましたけれども、毎月毎月の固定費の中で家賃の占める割合は大変大きいということで、経営に与える影響も大きいという認識をしております。

そういった中で、しっかりとした家賃の法案を与野党で協議をしていただいて、それに基づいて、私どもはしっかりとスピード感を持って実行してまいりたいということ、差押えに關してもおっしゃるとおりです、しっかりと、今は、立法措置ができる、法律の措置ができるまでの間の、どういう形でできるかということを目を光らせてまいりたいと思っております。

○櫻井委員 時間になりましたので、これで終わらせていただきますが、差押禁止については、これは国がやっているものだけでなく、地方自治体もやっている類似の給付金もございまして、協力を金とかいろいろ名前がついておりますけれども、これらについても、ただ、これは確かに、どうやって法的な縛りをかけるのかという問題、ちょっと難しい問題がありますけれども、同じ趣旨ですので、しっかりと与野党協力して取り組んでいきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございます。

○富田委員長 次は、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。政府は、昨日十四日夜に、緊急事態宣言を三十九県で解除すると決定しましたが、早速、飲食店などでも、客足が戻ってくるのか先が見えないと、戸惑いと不安が広がっております。

感染拡大防止と経済活動の再開を両立させる最大の鍵はやはり検査の抜本的強化だ、そして、検察庁法改悪の強行は絶対にやめて、コロナ収束に全力を挙げることを強く求めておきたいと思っております。今、政府にこそ新しい行動様式が求められていると思っております。

そこで、きょうは家賃支援について伺います。野党が提出した事業者家賃支払い支援法案、私も共同提出者の一人でありますが、四月二十八日

に本委員会に付託されました。与党も、五月八日に、家賃支援策の提言を政府に行いました。家賃支援などをめぐって、第二次補正予算に向けた動きもさまざま出ているところであります。

つい先日、飲食業の経営者による団体、外食産業の声という団体がシンポジウムを開催しまして、与野党の代表者とともに私も出席して、議論に参加いたしました。全国八十店舗を展開するカレー店チェーンの経営者からは、資金繰りのことを考えると毎晩眠れない、家賃と人件費が重くのしかかっている、解雇だけは絶対したくない、そういう悲痛な訴えがありました。

大臣、垣根を越えて、今やはり事業者の実態と願いに正面から向き合つて支援に全力を挙げる、その思いについては共有できますね。

○梶山国務大臣 委員と何度もしつとりしておりますけれども、こういった事態のときには垣根を越えてしっかりと取り組むということだと思っております。

そして、家賃、人件費、固定費というのが、売上げがない中で毎月しっかりと出ていくということになりますので、事業の継続にも大きな影響がありますし、雇用の継続にもやはり影響があるとあります。今与野党でその成案をひねり出すべくしっかりと議論をしていただいていると思っておりますので、それらに従つて、しっかりと対応をしてまいりたいと思っております。

○笠井委員 しつかりした対応という点では、やはり何より迅速さが必要であります。飲食業の事業者でつくる飲食未来の会というのがありますが、自粛が長期になれば、東京都内の約七万五千軒の飲食店の半数が潰れて、失業者数は四十万人に上ると試算まで示しながら、要は、実際はもっと速い速度で悪い方向に加速し続けている、そういう思いで警鐘を鳴らして、家賃支援を求めたいと思っております。

大臣、支援がくれたら、大量廃業とか大量失業ということになるという危機感についても、これはやはり共有できますね。

○梶山国務大臣 これも共有をしております。

持続化給付金が固定費に使えるといつても、これだけじゃ足りないということで家賃の話がまた出てきているわけでありまして、持続化給付金も、補正予算が成立してから五月一日から受け付けが始まって、できるだけ迅速にという思いであります。そして、いろいろな皆さんからの要望にも応えて、間口も広げる努力を今しているところでありまして、同じ思いを持って取り組んでまいりたいと思っております。

○笠井委員 東京の浅草雷門から約三百メートルほど西に、すしや通りという商店街がございまして、そこで四代続く老舗のそば屋を営んでいる、浅草のおかみさん会の理事長をされている富永照子さんから私も直接話を伺いました。そこで、売上げが八割も減少するというみずから大変な状況の中でも、うちはまあ自分の建物だからまだいいというふうなことで、家賃支払いに苦悩している周りの事業者のためにビルのオーナーに家賃のテナント料の減免をかけ合つて、文字どおり奔走されているということでありました。

大臣、やはり、そこまで必死なのは、多くの事業者が今月の支払いに窮しているというこの目の前の現実があるからだと思うんですが、そうした努力に寄り添つて、しっかりと手当てすると決断してその意思も示していく、全国の事業者を勇気づけなきゃいけないと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 飲食関係、どんな繁盛店であっても、やはり流動資産の割合が低いという中で、本当に回転がよくなければ月々の経費も払えないというのが実情だと思っております。そういった、我々の文化にもつながる飲食店をしっかりと守つていかなければならないと思ひますし、持続化給付金を今しっかりと早目にお届けするということも作業者としておりますけれども、それとあわせて、今言われたような御指摘の事項についても、迅速性を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○笠井委員 今、飲食業、外食産業ということを含めて、大臣おっしゃった文化にもつながる、まさに日本社会にとっても欠かせない構成部分だというか、そういう仕事をなさっているわけでは、やはり、そういう点では、しっかりと受けとめてスピーディーな対応を強く求めておきたいと思えます。

次に、家賃支援の規模、金額についてであります。東京商工リサーチが五月八日に公開した、事務所・店舗家賃に関するアンケート調査、速報値というのがありますが、これによれば、売上高に占める家賃負担というのは、中小企業では、二割以上というのが全体の二五・四％、四分の一を占めて、規模が小さいほど家賃負担が重いということが明らかになっております。コロナで売上げが激減すれば、一層それが重い負担となつてのしかかってくるというのには必ずであります。

今週十二日朝のNHKニュースでも、新宿区の居酒屋の店主の方が、家賃や人件費などの固定費が毎月およそ百五十万円かかって、休業の協力金を受け取っても大変な赤字というふうに訴えておりましたが、大臣、こうした切迫した事態にふさわしい支援、これが必要だ、そのことについても当然そうだと思うんですが、いかがですか。

○梶山国務大臣 家賃支援の規模ということで今御質問があったと思っておりますけれども、総理から第二次補正予算の編成指示が出ました。この編成に当たって、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○笠井委員 しっかりと対応するという点ですが、やはり本当に切迫感を持ちながらスピーディーにやるということと、規模も必要になってくるということでもあります。

持続化給付金の話もされながら、家賃の問題は大事だということをおっしゃっていますが、やはり家賃というのは継続的に支払わなければいけない。新たに借りるという方法もありますよということ、借りるにも、いろいろ伺っていると、もう

限度いっぱい借りちゃっているんだ、また借りると言われるのかというふうな話も出てくるので、既にそこまで借金している事業者が多いです。中小企業には経営者の連帯保証もついて回るといふことになりまして、やはり大臣、売上げが戻るかどうか先が見えない中で、更に借りることに本当に経営者がちゅうちよしているという気持ちもしっかりと踏まえて対応いただきたいと思えます。

そこで、一社について月額五十万円という案もあるわけですが、私は到底足りないと思うんですね。外食産業の声ということで、先ほどシンポジウムのことを紹介しましたが、その松田公太さんは、東京の家賃相場に合わせて決めたということだけども飲食店に多い中心街の一階テナント、例えば二十坪というところ、五十万円なんていうところは聞いたことがない、そんなんじゃないと足りないといいことではあります。まして、複数店舗を持つ事業者にとっては間尺に合わない。都内の地ビールを中心とした三十店舗を展開する経営者からも、銀行への返済、家賃、人件費で毎月七千万円が出ていく、すぐに債務超過になるといふ窮乏を、これは与野党でそろって話を聞いたところでありました。

野党の法案については先ほども紹介がありましたけれども、二〇％減取になった以降の家賃の全部又は一部を日本政策金融公庫等が肩がわりをして、状況によって求償権を放棄するというものであります。事業者の新たな借入れの負担をかける、オーナーにも、家賃の減額に際したら減額分を補助する支援を盛り込んであります。

これはやはり本当に政府、与野党で知恵を出し合いたいと思えますし、野党案については、先ほど大臣も、別に批判ではないがコメントとかも思いは言われたので、それは伺っておりますけれども、やはり、要は、家賃によるこれ以上の出血をとめるということが肝心ではないか。その要はということについてはやはり一致できると思うんですが、よろしいでしょうか。

○梶山国務大臣 今までも経済危機というのは

何度かありましたけれども、今回の危機は今までのない危機でありますので、そういった危機感を共有しながら与野党の協議もされていると私も拝察しておりますけれども、しっかりと我々も、まいりたいと思っております。

○笠井委員 さらに、開業予定者の家賃支援ということも考えなきゃいけない、必要だと思うんです。まだ開業していません、既にテナントを借りて家賃を支払っている事業者がおります。こうした開業予定者は持続化給付金の対象にならないと。

先ほど紹介した浅草のすしや通りでは、ことし四月に開店を予定していた若手のすし屋さんが二軒あつたんですけれども、外出自粛要請で、いずれも開店できないままということでありまして、すしや通りに自分の店を開くために準備をして、店も確保しているわけですから家賃を支払っているんだけれども、オープンできなくて売上げが上がってこない、収入がないということでも苦境に陥って、本当に悔しい思いをされています。

そこで、中小企業庁に伺いますが、このような開店あるいは開業準備中の事業者には、コロナ対応という点でいえば、現在どういう支援の制度があるのか、使えるのか、お答えください。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。開業の準備段階にある事業者の方は、御指摘のとおり、開業前後に必要な資金の調達に悩む方が多いというふう聞いております。まず家賃というのが問題になるわけでございます。そこで、新規の開業準備中の事業者に対する支援として、日本政策金融公庫から最大七千二百万円まで、そのうち家賃などの支払いに充てることのできる運転資金として最大四千万円まで融資を受けることが可能になっております。ただ、もちろん、融資を受けるためにはきちんとした事業計画をつくっていただくということが基本だろうと思っております。

画の見直し、こういったものについて広く専門家の方に相談できるワンストップ窓口を全国約千四百の市区町村に設置しているということでございます。

開業準備中の事業者の皆様方にはこうした制度をぜひ御利用していただきたいというふうに考えております。

○笠井委員 今紹介されましたけれども、やはり開店できれば収入ゼロ、それまでに投じた資金回収の見込みも立たないということ、また借り入れればいいと言ってもなかなか、借りても返せるかということが出てくるので、いや、それでも家賃は払い続けなければいけないということでもあります。

野党の支援法案ではこうした開業予定者も対象にしておりまして、大臣、開業予定者も含めて野党法案も吟味していただいて、要は、やはり事業者の実態に見合う実効性ある家賃支援を行うということ、そういう立場で臨んでいただきたいと思っております、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 開業準備段階にいる事業者で既に事務所などの契約を済ませている方の中には、当然、家賃負担が生じ始め、今回の感染症拡大に伴って、当初の予定どおりの開業もままならず、家賃の支払い負担に苦しんでいる方もたくさんおいてなると思っております。既に事業を継続的に進めている事業者とは異なる、それぞれの段階に合わせた形での支援を行っていかねければならないと思っております。

前の問題としてクローズアップされていますが、下請の中小企業からは、受注残が五月末から六月ぐらいいまでは残っているけれども、その先の見通しが全く立たないとか、六月からは先は五割から七割も減るといふことも覚悟しているという声が上がっております。トヨタ自動車が二〇二一年三月期の営業利益が八割減を見込むというふうな発表するという事態もありまして、製造業は急速な景気悪化に直面していることでもあります。

このもとで、例えば東京大田の町工場でも、自動車関連の受注が急減をして、工場停止もふえています。地元の信用金庫には自動車関連の下請企業からの問合せが今殺到しておりまして、当面の資金不足を防ぐために、問合せが多いということでもあります。貸し工場を利用してはいる事業者が多いんですね。そうなりますと、家賃が大きなネックになっていく。

大臣、中小企業の技術力というのは日本の宝だ、これはもう間違いないことだと思っておりますが、失った取り戻すのは本当に大変なことになると、難しい。そういう点では、こうした事業者をしっかりと支援する、これも本当に大事だと思っておりますが、いかがですか。

○梶山国務大臣 世界の需要が蒸発をしているという表現をされますけれども、そういった中で、特に自動車等につきましては、世界じゅうがマーケットである、市場であるということも含めて、今、需給の調整局面に入っておりまして、かなり状況で、やはり下請また孫請等、厳しい立場にあると思っております。そういった町工場等、小規模事業者等の家賃の負担を少しでもやはり取り除くということも含めて、今、与野党の協議がなされていると思っております。それに従ってしっかりと応援をしたいと思います。

ただ、あと、大手企業に、やはり支払いを早くしてあげる、また支払いをおくらせることがないように、また無理な条件変更等をしていないようにということも、再三再四、今やりとりをしているところであります。公だけでなくて、民間の発注

元も含めて、しっかりとした対応をしておかないければなりませんし、全体の流れの中で何ができるかということも常に考えながら対応してまいりたいと思っております。

○笠井委員 日本の宝を守るかどうかというのは本当に大事ななことだと思っております。しっかりと対応ということも改めて求めたいと思っております。リーマン・ショックの際に、二〇〇九年五月二十二日、我が党の吉井英勝議員が、貸し工場の家賃補助等の固定費軽減を求めたこと、国会でもやりました。当時の二階経済産業大臣は、中小企業の技術力は日本の宝だ、まさにそのように言われて、それを不況のときに雲散霧消したら何のための中小企業対策なのか、そこまで述べられて、すぐ大田区と東大板に調査に行かれたということがあったんですが、貸し工場の家賃というのは、やはりそれほど重大な問題ということで、この間、やはり国としても、そして我々も本当に重視してやってきました問題だと思っております。

そこで、大臣に御提案なんですけれども、このコロナの感染拡大の状況下ですから、やり方はいろいろあります。オンラインによるやり方もあるかもしれません。冒頭にあった飲食業の方々とともに町工場の事業者の方々にも直接話を聞いていただくという機会を持っていただいて、やはり、この点では力を合わせて、実態にマッチした家賃支援策にしていく、仕上げるべきではないかと思っております。そうしたやはり実態を聞くということについては、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○梶山国務大臣 四月に入つての経済対策を作成するに当たって、さまざまな分野、産業、地域、そして企業規模を問わず、いろいろなヒアリングもさせていただきました。やはり実態を聞くことから政策が始まると思っておりますし、それが実現するためにはどういった障害があるのかということも、しっかりとその途中で考えていかなければならないと思っております。

委員おっしゃるように、常に、やはりそういう

現場の声は聞いていかなければならないと思っておりますし、ぜひ、一区切りついたところとか、この新しい政策をつくるに当たっても、そういった声は聞いてまいりたいと思っております。

○笠井委員 ぜひやっていただいで、これは本当に日本にとつて大事なことで、それから中小企業にとつて、やはり支え手ですから、そして本当にこれからとつて大事なことで、その宝を失っちゃいけないということになりますので、やっていただきたいと思っております。

アメリカの政府は、中小企業の従業員給与と家賃とか保険とか公共料金等の支払いのために、一事業者に最大一千万ドル、約十億円も融資をして、給与、家賃に支払った分には返済免除を打ち出すということで、給与保障プログラムというのを打ち出しました。

当初の三千五百億ドル、三十五兆円に加えて、三千億ドル、三十一兆円を追加しているということになっていきますけれども、やはりこれは日本でも、家賃支援についても上限月五十万で半年ということにとどまらず、ここは思い切つてダイナミックな家賃支援が必要だ、これは本当に知恵を出し合つて、本当に求められている、ふさわしい支援をするということをやつていただきたいということ強く求めまして、きょうの質問を終わります。

○富田委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

きょうは梶山大臣には御質問しませんので、のんびりしていただきます。まず、家賃、簡単にちよつとやりたいと思えます。奈須野部長。我が党が野党の家賃支援法案に五条というのを追加した。これはまさに、オーナーが、大家さんが家賃を減額した場合に、その減額の例えは八割をしっかりと国費で補助をしていくべきだという趣旨の条項を野党の家賃モラトリアム法案に追加をして、そして家賃支援法案として提

出をした。これは、我々、私の考え方です。一方、自民党は、報道では、報道というか、自民党が公明党さんと一緒に家賃の考え方をまとめられた、その自民党の案を拝見すると、テナントへの補助、こうなっています。

ただ、テナントに例えば三分の二補助という形にすると、今私が申し上げたような、オーナー、大家さんによる減額のインセンティブが阻害される、デイスインセンティブになるんじゃないかという懸念を私は持ちますが、どう御認識でしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘になった点、非常に重要な論点ではないかと考えております。政府としては、これまで、ビルの賃貸事業者の方々に対して、賃料の支払い猶予などの柔軟な措置を検討いただくよう要請を行ってきたという経緯がございます。

そうした中で、与党案は、まず、政府として、売上げの急減など困難に直面している事業者に対して、政策融資と新たな給付金のハイブリッド措置により家賃補助を実施するという点と同時並行に、賃貸借契約の維持に資するよう、テナントとオーナーが信頼関係の維持強化を図りつつ、賃料支払いの猶予、減額などについて誠実な交渉に努めるよう求めるといった対応を講じるものというふうな承知しております。つまり、両者の関係を両立するよう何か考えろということでございます。

こういふ課題について、今のところ、差し当たつて具体案というふうなものを用意していないわけでございますけれども、いずれにせよ、きのう、総理から、大きな負担になっている家賃を一層軽減するため新たな支援制度を創設するよう指示があったということでございますので、現在、与野党で議論いただいでいるような状況も踏まえながら、どういふ対策を講じるべきか、早急に具体化をしていきたいと思っております。

○足立委員 ありがとうございます。